

令和3年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月9日（木曜日）

◎議事日程

| | | |
|-------|----------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 委員会報告第3号 | 議会運営委員会所掌事務調査結果報告 |
| 日程第 4 | 承認第7号 | 専決処分の承認（令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 5 | 議案第39号 | 豊頃町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正 |
| 日程第 6 | 議案第41号 | 公の施設に係る指定管理者の指定 |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第34号 | 令和3年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第35号 | 令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第36号 | 令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第37号 | 令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第38号 | 豊頃町手数料条例の一部改正 |
| 日程第13 | 議案第40号 | 豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 |
| 日程第14 | 議案第42号 | 工事請負契約の締結（豊頃中学校改築工事（建築主体工事）） |
| 日程第15 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結（豊頃中学校改築工事（電気設備工事）） |
| 日程第16 | 議案第44号 | 工事請負契約の締結（豊頃中学校改築工事（機械設備工事）） |
| 日程第17 | 同意案第5号 | 豊頃町教育委員会委員の任命 |
| 日程第18 | | 休会の議決 |

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君 2番 小笠原 茂 人 君

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 3番 | 坂口尚示君 | 4番 | 岩井明君 |
| 5番 | 杉野好行君 | 6番 | 大崎英樹君 |
| 7番 | 大谷友則君 | 8番 | 中村純也君 |
| 9番 | 藤田博規君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|-------|-------|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 按田武君 | | | | | | | | | | |
| 副町 | 長 | 菅原裕一君 | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 中川直幸君 | | | | | | | | | |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 長 | 井下睦男君 | | | | | | |
| 代 | 表 | 監 | 査 | 委 | 員 | 山 | 口 | 浩 | 司 | 君 | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 熊 | 谷 | 雅 | 美 | 君 | | | | |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 鎚 | 木 | 政 | 洋 | 君 | | | | |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 良 | 英 | 君 | | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 下 | 重 | 博 | 光 | 君 | | | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 所 | 長 | 丹 | 羽 | 静 | 恵 | 君 | |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 岩 | 城 | 光 | 洋 | 君 | | | | |
| 商 | 工 | 観 | 光 | 課 | 長 | 齋 | 藤 | 学 | 君 | | | |
| 施 | 設 | 課 | 長 | 越 | 谷 | 光 | 裕 | 君 | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 須 | 藤 | 裕 | 子 | 君 | | | |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 神 | 義 | 宏 | 君 |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 森 | 直 | 史 | 君 |
| 消 | 防 | 署 | 長 | 波 | 多 | 野 | 明 | 君 | | | | |

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 山 | 田 | 良 | 則 | 君 | |
| 庶 | 務 | 係 | 主 | 事 | 手 | 塚 | 健 | 人 | 君 |

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和3年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に、監査委員より令和3年5月から同年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりでありますので、御覧頂きたいと思います。
以上であります。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長にお許しを頂きましたので、会議に先立ちまして令和3年第3回豊頃町議会定例会行政報告をさせていただきます。
まず、最初に新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言への対応についてです。
新型コロナウイルス感染の急速な拡大にともない、8月27日から9月12日まで北海道においても緊急事態宣言が発令され、不要不急の移動の制限や飲食店等への営業時間の短縮、また、各自治体に公共施設等の休館及び開館時間の短縮が要請されました。
本町においてはこの要請を受け、町民の健康・安全を最優先に考え、8月27日から「える夢館」や「総合体育館」など主要な公共施設を休館するなどの措置を講じた

ところであります。

また、時短営業等を余儀なくされた飲食店を支援するため、8月30日に緊急飲食業等支援対策事業補助金として予算を専決させていただき、9月1日に町商工会を通じ対象事業者に交付を終えているところであります。

町民の皆様にはご不便をお掛けしているところですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、「とよころ産業まつり」については、構成団体による協議を7月1日に開催し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントの開催を中止することにいたしました。

楽しみにしてくださった皆様には、誠に申し訳ありませんが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種の進捗状況につきましては、8月29日をもって集団接種を終了し、65歳以上の高齢者では、94.2パーセント、12歳から64歳までの方では、79.5パーセントが2回目の接種を受けられています。

接種開始当初は進捗状況が思わしくなく、ご心配をおかけしましたが、結果として対象者の85.9パーセントの方の接種を終えることができました。

9月以降のワクチン接種につきましては、集団接種実施期間中に、体調不良等により接種を受けられなかった方、8月以降に新たに満12歳になられた方、転入された方で接種が済んでいない方などを対象に、町立豊頃医院において個別接種を実施し、9月末までに対象者の88パーセント以上の方の接種を終える見込みであり、引き続きワクチン接種の推進を図ってまいります。

続きまして、農作物の生育・収穫及び秋さけ漁の状況等についてでございます。

はじめに農作物の生育・収穫状況であります。春先から天候に恵まれ、農作業は順調に進み、少雨であったものの平年並みに農作物の生育が進みましたが、7月の高温、8月の降雨及び低温により、一部の農作物の生育に影響が出ているところです。

このような気象状況の中、秋まき小麦については、7月26日から収穫作業が始まり、8月5日に終了しており、収量は乾麦で反収が概ね12俵となり、8月17日から製品化調整作業が行われ、製品反収では約11俵を見込んでいます。

次に甜菜ですが、平年より1日早く移植作業が始まり、平年並みで順調に生育している状況です。直播については、4月後半の雨により出芽が遅れ、生育に多少影響がでましたが、全体的には平年並みの収量を見込んでおります。

馬鈴薯については、7月以降の高温で茎葉が倒伏し、黄変する株もみられました。

が、8月の降雨により生育は保たれています。ただし、1株当たりの玉数はやや多いものの、肥大不足の傾向であります。

豆類は、播種作業については、平年並みに始まりましたが、小豆が8月の低温障害、金時が高温、干ばつにより収量への影響が懸念されるところです。

また、その他作物については平年並みの収量を見込んでいるところです。

畜産の飼料作物では、一番牧草は春から干ばつにより草丈が短い状況で、高台の草地は収量減、その他の地域は平年並となりました。二番牧草についても、一番牧草同様の状況であります。

デントコーンについても、牧草同様に春先の干ばつで発芽のタイミングにばらつきがありましたが、その後天候に恵まれたことから生育も順調に進んでおり、収量に期待しているところです。

生乳生産は、規模拡大等により前年同月比約100.7パーセントとなっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食産業需要減少等により、生乳単価が前年同月比で98.9パーセントとなっております。

黒毛和種の素牛価格は、昨年の新型コロナウイルス感染拡大当初の相場への影響は解消されているため、単価は前年度を上回り上昇したものの、一昨年までの高い水準までは回復していません。今後の情勢も不透明であります但し価格が高水準まで回復されることを期待しております。

水産業では、本町沿岸を含むエリモ以東西部海域における漁期前の関係機関による秋サケ来遊予測は、昨年実績を13.9パーセント下回る66万9千尾で、依然として非常に厳しい状況が続いております。この厳しい来遊予測により、定置事業者による協議によって、産卵親魚の遡上促進のため2日間の操業自粛を実施しながら、9月1日に陸網、9月3日に沖網を設置したと報告を受けております。

漁獲については、本格操業から日が浅く単純比較できるものではありませんが、今後盛漁期を迎え、予測を覆す豊漁と無事故操業を願っております。

また、例年これからの時期には、台風等による十勝川の出水によって発生する流木により、漁具被害が懸念されているところです。本年度も7月下旬の温帯低気圧の接近により十勝川河口域への流木漂着が確認されているものの、海岸及び河川管理者に対して処理を要請し、8月末において大津漁協管内においての漂着流木の一時堆積が完了したとの報告を受けています。今後においても流出、漂着があった場合においては、例年どおり帯広開発建設部及び北海道建設管理部による迅速な処理及び持続的な体制の構築を要請しております。

次に、豊頃医院及び大津診療所の指定管理者による運営についてでございます。

豊頃医院及び大津診療所の運営については、現院長である山本医師から本年10月

末での退任の申し出を受け、後任の選定に向け情報収集を行ってまいりました。

各関係機関から情報提供をいただいた中で、町民が安心して安定的な医療を受けられる地域医療について、より良い条件提示をいただいた公益社団法人地域医療振興協会との間で協議を進め、7月21日の議会全員協議会での説明及び8月11日の指定管理者候補選定委員会の審査を経て、本定例会に関連議案の提出をさせていただいたところであります。

なお、指定管理を行わせる期間は、本年11月から令和7年3月31日までの3年5か月を予定しておりますが、今年度中については、豊頃医院は週4回、大津診療所については週1回の診療を行うこととして、令和4年4月までに、豊頃医院において週5日の診療を行えるよう体制整備に努めてまいります。

最後に、豊頃町と国立大学法人東京学芸大学との連携協力に関する協定書の締結についてでございます。

令和3年9月7日、豊頃町と国立大学法人東京学芸大学は、多様性に応じた教育と地域特性を生かした教育の充実を図ることを通し、本町における持続可能なコミュニティの形成と教育・研究機能の向上を目的に連携協力に関する協定を締結いたしました。

同大学は、教育学部に特化した国立大学で、研究成果を社会に還元するための地域連携に力を入れており、本町でもこれまでに豊頃中学校と同大学をリモートでつなぐ遠隔授業や新聞紙の構造体づくりを通してコミュニケーション力を育む特別授業、町内小中学校での学校ボランティア活動、町内有志（豊頃団志）によるイベントへの参画など、教育を柱とした町づくりに協力を頂いており、今回の協定締結を契機に、地方創生の有効な手立てとして本町が抱える行政課題の解決を目指して参ります。

以上、ご報告申し上げます。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和3年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和3年9月6日。

3、調査の経過。

(1)令和3年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和3年9月2日招集告示のあった令和3年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、9月6日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和3年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月17日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和3年第2回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和3年第2回定例会閉会後に受理したものは6件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、同意案第5号（豊頃町教育委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

カ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月9日に開催するよう日程を調整した。

キ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の各席に飛沫防止用アクリル板を設置するとともに、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用を取り進めることとした。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は報告済みとします。

◎ 承認第7号

●藤田議長 日程第4 承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書21ページを御覧ください。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染拡大のため、緊急事態宣言が発令され、時短営業等を余儀なくされた飲食店等を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）を令和3年8月30日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものがあります。

一般会計補正予算書（第4号）、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,653万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

6 款商工費、1 項商工費に緊急飲食業等支援対策事業補助金 3 9 0 万円を追加。

次に、歳入につきましては、8 ページを御覧ください。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 1 5 万円を追加。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3 7 5 万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから承認第 7 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第 7 号は承認することに決定しました。

◎ 議案第 3 9 号

●藤田議長 日程第 5 議案第 3 9 号豊頃町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城産業課長。

●岩城産業課長 それでは、議案書 9 ページをお開きください。

議案第 3 9 号豊頃町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について御説明いたします。

本町における国営土地改良事業につきましては、平成 1 0 年度から平成 1 5 年度において実施されました国営報徳地区農地再編整備事業が最終事業となっておりましたが、この度、かねてより幕別町と事業要望をしておりました国営新川二期土地改良事業が、本年度から令和 9 年度までの 7 か年を実施期間として事業着手されることとなりました。

このことにより、本町における国営土地改良事業終了後の平成 1 6 年度以降改正さ

れました土地改良法施行令に基づき、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案説明書に基づき説明いたします。

議案説明書 7 ページ、説明第 2 号を御覧ください。

豊頃町国営土地改良事業負担金等徴収条例第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの各号中、現行「年 5 パーセント」と規定されている利率を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」にそれぞれ改正いたします。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、石田議員。

●1 番石田議員 ただいまの一部改正議案の中で、第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までありますが、現行利率が 5 %、これを改正によって国債の利率を基礎として農林水産大臣が定める利率、これは第 1 号、第 2 号、第 3 号とも現在の利率はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 この利率につきましては、償還開始前年度分の平均金利を基に決定されているものでございます。それが、本町の事業償還における利率が幾らなのかは、まだ分からないのですが、ちなみに令和 2 年度に完了されました国営事業の地区の利率は 0.07 % になってございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 今までは、現行では固定利率 5 % だというふうになっておりますけれども、改正によって農林水産大臣が定める率というのは、その年によって変動される変動利率ということで解釈してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 そのとおりでございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第6 議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書13ページをお開き願います。

議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案につきましては、公の施設であります豊頃町立豊頃医院及び豊頃町立大津診療所について、指定管理者による管理運営を行いたいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、豊頃町立豊頃医院、豊頃町茂岩栄町107番地17及び豊頃町立大津診療所、豊頃町大津幸町13番地1。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所でございますが、名称につきましては、公益社団法人地域医療振興協会、理事長吉新通康。住所、東京都千代田区平河町2丁目6番3号。

3、指定の期間でございますが、令和3年11月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第33号

●藤田議長 日程第7 議案第33号令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第33号令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,732万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,385万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に地域福祉資金積立金30万円を追加するなど計32万1,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に豊頃愛生協会運営補助金700万円を追加するなど計773万6,000円を追加。

2項児童福祉費において、1目保育所費にこどもプラザとよころ事務室・正面玄関改修工事250万8,000円、16ページ、事務室等備品124万4,000円を追加するなど計572万円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、3目保健指導費に医療施設特別会計繰出金1,562万3,000円、健康管理システム改修委託料154万円を追加するなど計1,744万円を追加。

18ページ、5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に経営継承・発展等支援事業補助金600万円を追加。3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費344万円を追加、計944万円を追加。

2項畜産業費に、家畜自衛防疫組合補助金25万円を追加。

3 項林業費に有害鳥獣処理委託料 3 0 万円を追加するなど計 3 4 万 1, 0 0 0 円を追加。

4 項水産業費に秋サケ資源増大緊急支援事業 1, 1 0 0 万円を追加するなど計 1, 1 1 5 万円を追加。

2 0 ページ、6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金 2 3 0 万円を追加。2 目観光費からとよころ産業まつり補助金 5 5 3 万 5, 0 0 0 円を減額するなど計 3 0 0 万 5, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費、2 項道路橋梁費において、1 目道路橋梁維持費に維持補修費 7 0 0 万円を追加。2 目除雪費に除雪機械購入 1 2 0 万円を追加。3 目道路新設改良費から幌岡第 3 幹線改良舗装工事 1, 9 0 0 万円を減額。橋梁補修工事 1, 8 0 0 万円を追加するなど計 8 3 3 万円を追加。

2 2 ページ、3 項住宅費に住宅内清掃 2 0 万円を追加。

4 項河川費に維持補修費 2 0 0 万円を追加。

6 項公共下水道費に公共下水道特別会計繰出金 7 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

9 款教育費、2 項小学校費に修学旅行費交付金 2 0 万円を追加。

3 項中学校費において、1 目学校管理費に、2 4 ページ、豊頃中学校屋外トイレ改修工事 2 5 3 万 3, 0 0 0 円を追加するなど計 3 0 7 万 1, 0 0 0 円を追加。

5 項保健体育費において、2 目体育施設費に散水栓工事 1 3 0 万円を追加するなど計 3 4 1 万円を追加。

次に、歳入につきましては 1 0 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税に 1, 0 7 9 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 項固定資産税に 7 7 1 万円を追加。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 3, 0 0 0 万円を追加。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金に経営継承・発展等支援事業 3 0 0 万円を追加するなど計 4 0 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 7 款寄附金、1 項寄附金に地域福祉寄附金 3 0 万円を追加。

1 8 款繰入金、1 項繰入金から財政調整基金繰入金 5, 0 0 0 万円を減額。

1 2 ページ、1 9 款繰越金、1 項繰越金に前年度繰越金 4, 5 6 2 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 0 款諸収入、5 項雑入に介護保健特別会計繰出金精算返還金に 5 9 4 万 7, 0 0 0 円を追加するなど計 5 9 9 万円を追加。

2 1 款町債、1 項町債に臨時財政対策債 1, 2 8 7 万 5, 0 0 0 円を追加。

次に、第 2 条債務負担行為の補正につきましては 4 ページ、第 2 表、債務負担行為補正を御覧ください。

国営新川二期土地改良事業負担金において、限度額を2,949万円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第3条地方債の補正につきましては5ページ、第3表、地方債補正を御覧ください。

臨時財政対策債の限度額を1億1,287万5,000円に改め、地方債限度額の総額を6億557万5,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

14ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 1目の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金でございます。

豊頃愛生協会運営補助金700万円を追加していますが、令和元年度はたしか800万円を補助していると思います。昨年度も当初、補正で行っておりますが、今年度につきましては当初800万円予算措置をされてございます。

前年度もお聞きしたのですが、経営改善がされているのかどうなのか、その辺を確認されているのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 愛生協会の経営改善状況についてですが、施設の理事者並びに施設長とも話しまして、どのような運営状況であるかということは、きめ細かに報告を受けてございます。

本年度については、現在、施設本体の全面改修を行ってございまして、新型コロナウイルス感染症の感染下にあります、入居者が安全に過ごせるようにということで、入居者を抑えているということから、介護報酬の収入が少ない分を見込まれることで経営が厳しいというような状況であるということの報告を受けてございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 新型コロナウイルス感染症対策の中での運営費用も入っていると理解もいたしますけれども、やはり、健全な経営をしていくためには、どうしても補助をしなければならない。そういう中で、やはりある程度行政としては、経営改善されるべきものの内容を十分把握した中での助成が必要なのではないかなというふうに思います。

今後もしこういうような形で運営補助がされると思いますけれども、今後の見解といいますか、考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 石田議員の御質問に御答弁いたします。

豊頃愛生協会の運営補助につきましては、今回のこの700万円につきましては、担当課長のほうから説明があったとおりでございますが、まずもって、当初、私が就任したときの6月の補正予算策定時にも、同じようなことで要望が愛生協会のほうからあった中で、その当時には、まだ当初始まって間もないという話がありましたので、そこはきちんと予算を、いわゆる足りなくなる見込みではなく、実際、運営していただいた中でそういう事象が発生した部分で、町のほうに補助金の増額を要望していただきたいという話をさせていただきながら、今回この9月の追加というところに

至った状況でございます。

協会の運営ですとか、その辺には、原課を含めまして十分聞き取りをしながらやってはございますけれども、いかんせん、やはり入所者の数ですとか、あとその程度について、いろいろとありますと、どうしても経営上大変だというような話でございます。

議員も承知していただいているかと思いますが、どうしても実際足りなくなる部分、いうなれば、どうしても補助をせざるを得ないというようなことにもなってきますので、その辺含めまして、今後ともしっかりと愛生協会と調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 この件に関連するのですが、この運営のための補助金が、今のよう内容が過去から続いているわけです。これは、民間だからとかと言っていたときもありましたが、やはり行政の色彩が非常に強い施設運営母体であります。

今、担当課長がコロナ禍だから入所者が少ないとかと理由を説明していましたが、私は逆だと思っています。今、非常にそういうようなことで医療を絡めて、こういう福祉施設に受入れの幅を広げるとというのが、世の中の動向です。

ですから、足りないのではなくて、私はあると思っています。その理由は、現状把握をしていないと私は行政からの考え方、やはりその辺が緩いなという感じを受けます。

なぜかという、町民やあるいは町外の方々も施設の入所を希望しています。優先は町民が、元町民が、これはやはり心強く思っている施設であります。

ところが、そういう一方、ここで就労しているスタッフの出入りが、非常に退職者が多い。そして、新しい人を探すのに難航している。こういう町民の生の声を聞きます。また、言ってきます。これは、運営、経営に直接関与するものだと私は感じて、いつも危惧していました。

今回もこのような補助金を申請してきて、これについて議論をするというのは当たり前前の話で、今後のこの施設の経営です。根本的に、私はこの経営者、あるいはこれらに対する協議会もあるはずなので、それらの中で、やはり行政の立場として進言をし、厳しい検証をすべきだと、これは物すごく町民が期待をしている施設でありまして、その辺の捉え方が少し甘すぎるなという感じがしますが、現に、直接対応する課長の感じ方をもう少し詳しく説明頂けますか。こんなことでは納得できません。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 先ほど説明が言葉足らずで御理解頂けなかった部分があると思いま

すが、今、改築工事を行っている段階で、現に入所者の安全を図るために、一定程度入所者を抑えているということで、入所希望者が少ないという御説明ではございませんでした。ちょっと説明の仕方が悪くて、申し訳ございません。

あと、働く人の問題については、施設のほうからも説明を受けてございます。なかなか、従来、町内でパートで働いていただける方が確保できて、それなりに運営はできていた状況ですが、最近、処遇について一定程度の改善を図らなければ、正職員でなければ勤めていただけないというような状況がございまして、また、採用してもよりよい条件のところに移られる方が多くて、出入りが多いというふうにも伺ってございます。

議員おっしゃるとおり、抜本的な対策については、今後とも施設のほうと協議を進めて改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 その辺の捉え方は、非常に私にはぴんとこない。今回のこの施設について、豊頃町全体の中で民間の施設がありました、純粋な民間。これは、いろいろな事情があるからかもしれませんが、閉館しています。

しかし、それについて生かしていくというような行政の指導だって必要だと、私は思っていました。中央新町にある施設であります。

今の説明からいって、経営する個人でも法人でも、立場で考えたら甘すぎる、私はそう思います。なぜかというと、理事者の中で出資者いますか、何人いるのですか、その辺を捉えていますか。豊頃愛生協会がスタートしたときは、理事長であろうと役員は、幾らかの出資をして我が事のように捉えて、いろいろと努力したはずです。そういう意味から、もう少し抜本的にそのところからえぐり取っていかないと、この体質は、体制は、運営は、経営は難しくなるという危惧を私は感じるから、厳しくそれらについてみんなで英知を出し合って、これを立派なものにしていこうという考えの前提なのです。そのことについて、理事者も町長も、それらの考え方を改めてやはり熱をたくさん持って対応していただきたいという感じを思うから、それについての考え方も、今後についての課題がたくさんあるかもしれません。考え方を一言、やる気、本気、そしてえぐり取って改革するという意志を、気持ちを示してほしいのです。一言お願いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 大崎議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

言われるとおり、その愛生協会運営につきましても、大変厳しい状況も含めまして、いろいろな意味で改善というか、そういったところをしていかなければならないと思っております。どうしても、介護保険制度という部分の中で動いているという

ことになりますと、制度の介護報酬含めまして、国の制度が3年に一度ずつ変わるといふところもございます。そのたびに、報酬が変わるだとかという部分が出てきますので、その前に、実際、運営に関して、しっかりと検証しながら進めていかなければならないと、そのような形になってこようかと思ひます。

大崎議員からありましたお話、十分受け止めまして、今後、愛生協会としっかりと担当課を通じまして、内情のほうを把握するとともに、今後につきまして協議をしながらしっかりと進めていきたいと、そのように思ひてございます。よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この件について3回目なのですが、ぜひとも、やはり、本町における人生の最終的など言ったら失礼なのですが、安心できる施設としてそういうものが町民第一主義を考へて、それらについての体制をしっかりと、これを機会に、まちづくり総合計画がこの令和3年から令和12年までの10年間の中で、最も大事な施設として捉え返して、みんなで協議、議論をして、ざっくばらんに体制経営を建て直すという考へ方をお願ひというか、希望して私の質問、この件についての質問は終わらせていただきます。一言、お願ひします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 十分承知いたしました。山の上の公益施設、そして、茂岩栄町の地域密着型の施設、両方含めまして、議員言われるとおり、大変重要な施設だと私も承知してございますので、今後ともしっかりと対応していくよういたします。よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 ほかに質問ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に続き、会議を進めます。

1 4 ページをお開きください。

2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

3 番、坂口議員。

●3番坂口議員 農業総務費の経営継承・発展等支援事業補助金というのは、読んで字のごとく理解だと思っておりますけれども、どういう内容の事業なのか、説明をお願いいたします。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私のほうから答弁させていただきます。

令和3年度の新規事業でございます。経営を継承した後継者の経営を発展させる取組を支援して、地域の農地利用等を担う経営体の確保を目指して行われる事業です。

事業対象となるのは、令和2年1月1日以降に経営移譲をした経営体、これには法人を含みますが、対象になってございます。経営発展に取り組む経費、事業費の2分の1を補助するものでございます。

ただし、補助金の上限は100万円。100万円の内訳は、国と町がそれぞれ2分の1を負担するという事業でございます。過日、農協の協力を得て、事業の採択に向けてヒアリングを行った結果、6経営体の方の申請がございまして、最大600万円を今回補正したものでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

2項畜産業費。

(質疑なし)

●藤田議長 3項林業費。

(質疑なし)

●藤田議長 4項水産業費。

(質疑なし)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質疑なし)

●藤田議長 7款土木費、2項道路橋梁費。

説明第1号、越谷施設課長。

●越谷施設課長 令和3年度第3回豊頃町議会定例会予算説明書、1ページを開き願います。

説明第1号町道整備工事の施工について御説明いたします。

本工事は、町道施設の長寿命化計画の下、橋梁補修を行うもので、国からの交付金による社会資本整備総合交付金事業であり、本年度、交付金の配分が多かったことにより、報徳橋の桁塗装の塗り替えを施工することとし、第7款土木費に計上したもの

であります。

施工位置図については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。

工事名、橋梁補修工事。

工事予算額、1,800万円。

工事内容、橋梁補修1橋で、継続事業であります。

2、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番、小笠原議員。

●2番小笠原議員 7款土木費、3目道路新設改良費の14節工事請負費からでございますけれども、幌岡第3幹線改良舗装工事であります。これが1,900万円の減額になってございます。

6年ほど前の一般質問のときでございましたか、当時の相澤昌幸議員が質問しておられたわけでございますけれども、この幌岡の幹線改良舗装工事、できれば計画と推進率を上げるようにというような質問内容であったかと記憶しているわけでありまして、この1,900万円の減額ということになりますと、またこの補助金が不足していたのかなということだろうと思います。

一体、この幌岡の幹線工事につきましては、この計画と進捗率はどのようになっているのか、担当課にお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

この1,900万円の減額の原因でございますが、国の補助予算のほうの配分が少なくなったために減額させていただいている状況でございます。

現在の進捗状況ですが、これまでに約七、八百メートルほどの改良工事を進めてきております。舗装工事のほうも最大限安定処理一層を引き続き前年度改良した部分を舗装していくような形で考えておりまして、まだ数年はかかるかなということで、継続して予算要求はしていく形で進めております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 幌岡基線につきましては、幹線工事につきましては、毎年担当課

の予算計上をして努力していることは認識しているわけでございますけれども、いかんせん、この幹線、牛と人間、どちらが住んでいるのかといたら、どちらかということも牛の数のほうが多い幹線でもございますけれども、やはり大型車両が通るということもあって、少しでも早く工事の進捗率を上げていただき、進めていただきたいなと思っております。

ちなみにでございますけれども、これは1,900万円で何メートル程度の道路工事ができるのか、参考までにお聞きしたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

1,900万円で改良工事ですと、100メートルぐらいの進捗という形でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

22ページ、3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、2項小学校費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 教育振興費で、修学旅行費の交付金が増額になってございまして、増額の理由についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、北海道内が緊急事態宣言になりました。9月上旬に予定されておりました小学校の修学旅行が延期となりました。これに伴う旅行日程の変更に伴いまして、追加料金が発生したものに補助金を交付したいということで補正計上させていただいております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、コロナ禍における実施というのは、非常に難しくなっていると思います。キャンセル料ということでございますが、延期した場合のその時期はいつ頃になるのか。緊急事態宣言、今月の12日から9月の30日まで延長されるよう

な、そういう予定だそうでございますけれども。この中で、9月中に実施されるのかどうなのか。小中学生の修学旅行、学校生活の一番思い出になる大切な授業でございますので、ぜひ実施してあげたいなというふうに思いますけれども、いかんせん、コロナ禍の中で感染をしてしまったということになると、また大変なことになりますので、そういうコロナ禍の中での状況判断をしながら、実施していただきたいなと思いますけれども、時期的には、いつ頃予定されているのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

小学校のほうに、今、確認しているところは、9月の下旬を予定しているということで、お話をお伺いしておりました。

ただ、今、報道でもございますように9月の30日まで緊急事態宣言が延長されるということが報道されてございますので、この後、北海道の対策本部の発表内容も発表されると思いますが、その内容によっては、日程や行程内容について変更する必要性があると感じてございます。

この後につきましては、小学校のほうと十分協議をして、今後の対応について検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

3項中学校費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 中学校費の学校管理費の中で、工事請負費、豊頃中学校屋外トイレの改修工事、改修内容についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

現在、冬期間閉鎖しております豊頃中学校の屋外トイレであります。今、夏しか使用してございませんので、寒冷地仕様になってございません。これを今年度、中学校グラウンドにスケートリンクを造成させていただく予定ですので、その際に、屋外トイレを使用できるように風除室を設置するとか、あと寒冷地仕様のトイレの便器に交換する、こういった内容を計上させていただいてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

24ページ、5項保健体育費。

1 番、石田議員。

● 1 番石田議員 保健体育費の中の予算であります。今、前段お聞きした豊頃中学校のトイレの改修工事の中で、スケートリンク場を豊頃小学校から豊頃中学校に移設するというお話がございました。

議会としても7月の21日、議員全員協議会が開かれた折に、この件についても町営スケートリンクの設備概要について説明を受けました。

今回、本予算で予算措置がそれぞれされておりますけれども、この件につきましては、一般の町民の方はスケートリンク場が小学校から中学校に移設する、そういう過程、そういうものは理解されていないのではないかなど、そういうふうに思います。今回それぞれ予算措置されておりますけれども、移転の経緯と施設整備について、この予算の範囲で御説明を頂きたいなというふうに思います。

● 藤田議長 中川教育長。

● 中川教育長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、町営スケートリンクの経緯についてということでございました。これまで豊頃中学校等改築事業に関しまして、議員全員協議会、所管事務調査の中で町営スケートリンクの造成について御説明をさせていただいてきたところであります。

本年4月時点では、豊頃小学校グラウンドに学校リンクとして200メートルから300メートル規模のスケートリンクを造成することで、豊頃小学校PTAにも御理解を頂き、了解を頂いているということであります。

こうした経過になったというのは、豊頃小学校グラウンドに豊頃中学校の校舎が改築、建設されるために400メートルリンクを造成することが難しい。難しい理由といたしましては、面積が狭いとか、あるいは斜めにとるときに学校の周辺、国道側に植えてある立木を伐採したり、整地をしたりということがございました。それに係る多額の経費ということもございました。

また、スケート競技人口の減少。それから、本年3月に町営スケートリンク造成委員会が解散する。これらの状況から、町営スケートリンクでの造成を学校リンクということで、決まってきてございました。

本年5月に教育長就任後、町長からスケート関係者の方々から400メートルリンクの造成することへの強い要望、それから、リンク造成の協力を惜しまないことなどの思いを聞いているということで、調整してほしいとの指示を受けました。指示を受けましたので、学校、それから町のスケート協会、それから造成に協力頂ける有志の方、元造成委員の方などから豊頃中学校での400メートルリンクの造成に当たっての思いや考えをお聞きいたしまして、学校授業での使用に関する際の問題点、それから、リンク造成に必要なものなどを整理した上で、総合教育会議の議題として町長か

ら教育委員の方々へ説明と理解を頂き、また、これらの経過について、先ほど、石田議員からもありましたように7月の21日の議員全員協議会で御説明をさせていただいたというのが経過でございます。

なお、今回の補正予算は、こうした関係者の方々からの御意見を踏まえて、豊頃中学校グラウンドに400メートルの町営スケートリンクを造成するために必要な予算を計上させていただいたものであります。今後の豊頃中学校の跡地利用を含め、継続したリンク造成の可能性を2年程度かけて課題を整理するため、当面必要な経費を計上させていただいたものでありますので、御理解を頂きたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 関連するのですが。ちょっと今までの経過報告は聞きました。経過については教育長からですね。今日までのリンク造成の仕様、仕方、方法、そういうものについても、やはり問題がなかったかあったかと。

なぜかという、今、スケートリンクは、利用する人口が減ってきている傾向にあるという説明もありました。それに対して、父兄の厚意、ボランティア、役務的な、夜間が多いのでしょうかけれども、そういうような時間制限や就労するというかお手伝いするためのそういう元幹があったのではないかということになれば、根本的に、これらについての造成を中学校に400メートルのリンクをやるにしても、考えなければいけないのではないかとこのところの反省はどうでしたか。

●藤田議長 中川教育長。

●中川教育長 御答弁申し上げます。

町営スケートリンク造成委員会につきましては、先ほどお話しいたしましたように、3月に解散をさせていただきます。3月に解散した時点で、今、お話しいただいたような、なかなか造成に参加するのに負担が大きいとか、そういう部分も一部ございました。

ただ、今回改めて協力頂ける方、リンク造成に必要な人数がいらっしゃいましたので、今回このような補正ということにさせていただきました。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 昨日の新聞にも、本日の予算もこういうように審議されるという記事が載りました。これは、町長の肝煎りです、今回は。新たにそういうものについても、やはり造成して、今後教育の一環として、400メートルリンクを中学校のグラウンドにやろうではないかという指示があったから、こういうふうに計上もしてきたのではないですか。

そうすると、今、教育長が言うように造成するためのそういう作業性の問題と、役務する方々の労力だとか、厚意だとか、誠意というものについて、根本的に考え直さなければいけないのではないですかと私は思います。

なぜかという、私も適当に見ましたが、散水車でやるのが本当にベストか。これだけのものを期待するのであれば、造成する氷を張らせるための設備を根本的にかけて、考えて、散水作業を簡易にするとか、自動的にするとか、本当の少数で造成管理ができる方法論を考えなければいけない。これが、この造成をするための貴重な財源の協議ではないですかと私は思います。

したがって、そういうものについての造成する設備を変えなければいけない。散水車なんていう今までのような、正直言うと、あれは難しいです。私にやれと言ってもできません。やはり、プロがやらなければいけない。そこまで、人員制限されるというところの捉えをきちんとしなければいけないのではないですかというところを改革的に、改善的に、前向きにそういうことを考えてもらうためには、どうしたらいいかということをお聞きします。

●藤田議長 中川教育長。

●中川教育長 ただいまの大崎議員の御質問に御答弁申し上げます。

散水車等の利用ではなくて、新しいものへの更新とか、そういうものを考えてはというようなお話も頂きました。大変ありがたいお話だというふうに思います。

今、これまでも造成頂いておりました造成委員の皆様には、大変すばらしいリンクを造成していただいております。そういう造成の技術につきましては、現在のもので十分足りるということをお話を頂いておりますが、故障等が発生しましたら更新を頂くというようなことで、またお願いをしないとないと思っております。現在、造成を頂ける方につきましては、そういう部分で十分慣れている作業に従事していただいて、造成員の費用150万円を予算してございますけれども、その中で造成していただくというようなことで、引き続き、現在あるものを利用しながら造成していけたらいいかなというふうに思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 教育長、当面このような、今期の冬期に向かったの準備をされているのだと思います。これは今年度はやむを得ない。

しかし、将来的にこのものを持続、あるいは永続するためには、それらの改革をぜひとも含みながら、この単年度造成については容認しますが、今後についての取り組み方についても一言、行政の長としてそれを全体的なものにするための考え方をお聞きしてみたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁のほうをいたします。

先ほど来からお話がありましたとおり、この町営スケートリンクの造成につきましては、事の経緯から始まりまして、私のほうもお話を聞きながら、また、あつたとおり、造成されていた方、あと、町のスケート協会などからも、ぜひとも継続してできないのかという話を聞いた上で、判断させていただいて、教育委員会のほうに指示をしてきたというような経過で、今回この予算の計上ということになってございます。

いずれにしましても、このスケートリンクですが、今回の中学校の建設という部分により、この町営のリンクがなくなるというようなことというのは、非常に残念なことだと私も思っておりました。そういった意味では、ただそれでなくなるのではなくて、実際、継続していくにはどうしたらいいのかという中で、この中学校のグラウンドというふうに、関係される方とどうなのだろうという話でなってきたところでございます。

造成には、取りあえず、あの場でしっかりできるのかということを含めまして、やってみなければならぬということもでございます。

そういった意味も含めまして、まずは、2年はその場でしっかりした、今までの豊頃小学校のグラウンドで造成していたのと同様なスケートリンク、すばらしいリンクでした。あのリンクができるのかどうかということも含めまして、まずはお願いしたいという話をさせていただいておりますし、この経費につきましても、2年間まずはお試しというか、試的に造っていただくという部分も含めまして、最低限造成するに当たって必要な経費というところで、上げていただいたところでございます。

この後、やっていく中で、いろいろな課題はきっと出てくると思います。夜間の照明ですとか、あと今回は、このスケートの待機場所、そこをプレハブということになっていますけれども、そういった部分、どうしていくのかとか、いろいろな部分が出てくると思います。その辺含め、検証しながら、よりよいものにしていかなければだめだというように考えておりますので、議員からもっときちんとした設備をとという話もございましたけれども、本当にそれはありがたいところなのですが、まずは造ってみると。この形でいってはどうかということもでございます。

あと、ただ、造ったからそれで終わりかということにもなりません。ここは、やはりスケート人口が減っているというようなところを含めまして、やはりそこを何とか増やしていかなければだめだということもでございます。スケート少年団ですとか、そういった部分も加入者が少なくなっていたりしていると聞いています。あと、学校で授業もなかなか大変だというような話も聞いています。いろいろな部分を含めまして、今回のこの造成に当たって、スケート協会だとか、そういった関係する団体ともしっかりと調整をしながら、できたリンクの活用も考えていかなければならないとい

うふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいまの関連質問でございますけれども。スケートリンクでございますけれども、リンク造成に当たっては、町にはスケート協会もございますし、その方たちが中心となって造成、整氷に当たるのではないかなというふうに思うわけですが。当然、その人たちは各課のことも含めて氷のプロでございますので、立派なリンクが出来上がるのではないかなというふうに思うわけでございます。

先ほど、教育長から造成費用にも、この費用が150万円ぐらいかかるという話も聞きましたし、こうやって費用をかけるわけでございますから、先ほど来、町長が言っておりました、この我が町のスケート人口の増につながる形、学校関係者も含め少しでもこのリンクを使っていただくのだというような試みが、今後必要になってくるかと思えます。

豊頃町も沼リンクから始まって、スピードスケートリンクの歴史は昭和になってからあるわけでございますけれども、この歴史を守るのもいいことなのですけれども、やはり普及を図るための人材をもっと積極的に活用して、子どもたちにとって楽しむためのスケートリンクとしてもっと活用できるよう、今後ともひとつ、そういうことを将来に望んでお願いしたいということで、よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 中川教育長。

●中川教育長 答弁申し上げます。

リンクの活用、それからスケート人口の増加というようなことでございますし、また、スケート競技経験者の活用、これらについて先ほど町長からもありましたように教育委員会といたしましても、考えていかなければならないと。

特に、スケート経験者、町内にいらっしゃいます。スケート協会と連携して、その方々の経験を生かせる場をぜひ、例えば授業の学校支援の中で活用していくとか、そういうことも含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 全般ということで、先ほど質問ができなかったのですが、ページ数で19ページのところの水産資源の増大事業費。ここの18節、資源の増大緊急支援

事業ということで1,100万円が計上されています。これは、我が町の基幹産業の一つです。今、その漁業者は全てこの9月から進めているさなかに、このような緊急に支援をするという、その説明と、単純に言うと、この産業は11鮭鱒の専門というのは素人では詳しく分かりません。11か所というふうに聞いています。

ですから簡単に言うと、1者100万円、この予算でいいのですかね。緊急支援をするわけです。私は、これを瞬間的に見て、1者100万円ぐらいの、これは間違っていたら後で説明してください、1者100万円ぐらいで、緊急でこのときに予想されて不漁色が強いなというときに、こんなものでいいのですかというところを、私、素人的に感じました。その辺についての説明を頂けますか。これで十分なのかというところでは。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 御質問を頂きました秋サケ資源増大緊急支援事業の補助金の中身について、私のほうから答弁させていただきます。

当該補助金は、秋サケふ化放流事業負担金、これらの軽減のために交付する補助金でございます。基準漁獲額1億円の1%、100万円になるわけですが、その大津漁業関係分、11カ統分で1,100万円。浦幌町も同額の補正をこの9月の定例会で計上して、9月の1日、議決済みの補助金でございます。

これらの補助金につきましては、現在、基準漁獲額で算出しておりますが、漁期終了後に実績額、要は、取れ高によって交付予定となっております。例年、この補助金につきましては、9月の定例会で補正計上して、実績にて払うと。ちなみに令和2年の実績額については467万7,000円、令和元年については592万2,000円を交付しているという中身の補助金でございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 その年度別のもの、抽出した予算というか、支援している金額、これは分かります。分かりますが、単純にこの文言から解釈して、資源の増大ではないですか。今、捕っている人方にしたら、支援ではないのではないですか。今後、4年間、あるいは5年間か分かりませんが、ふ化事業ということですか。私は、そういうことも必要かもしれませんが、こういう定例会の補正予算で出される割には、もっとそれらの肉になる、血になるような支援だと理解していたのです。そういうものについては、議論されていないのですか、中では。ちょっとその辺、聞きます。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 管内のふ化事業、増強事業を行う団体があるのですが、それらの負担金については、それぞれの秋サケ漁を営む経営体、11カ統が、それぞれ捕れた漁

獲額の2%を負担するもので、1%ずつ本町と浦幌町で補助しているものでございます。

また、今、議員が御質問の秋サケ不漁に伴う支援を行うための補助金については、今のところ、秋サケ漁が始まったばかりということもありますので、検討はしてございません。以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この件で3回目なのですが、そうすると、これは今、課長の説明で、この漁獲の資源を増大するための、裏打ちのための支援基金、補助金ということですが、勉強不足で申し訳ないです、このほかにこれらの資源を増大するための支援補助というのは何かあるのですか。それをお聞きします。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 答弁させていただきます。

今、議員が御質問の秋サケ漁については、これが今のところ全てです。そのほかの魚種に伴うものについては、予算措置されているものでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ございませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ。

第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで昼食のため休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第34号

●藤田議長 日程第8 議案第34号令和3年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書29ページをお開き願います。

議案第34号令和3年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億538万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正については、介護報酬改定に伴う介護保険事務システムの改修並びに令和2年度国庫支出金及び一般会計繰入金精算返還金が確定したことなどによるものでございます。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書38ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に介護保険事務システム改修費125万円を追加。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に介護伝送ソフト使用料6万円を追加。

5款諸支出金に、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、国庫支出金等精算返還金453万2,000円を追加。

同じく5款、2項繰出金、1目一般会計繰出金に、一般会計繰入金精算返還金594万7,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源につきましては36ページ、歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に過年度分として18万円を追加。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金に過年度分として359万2,000円を追加。同じく4款、2項道補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に過年度分として6万円を追加。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に前年度繰越金として795万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

36ページをお開きください。

3款国庫支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 4款道支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 8款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

38ページをお開きください。

1款総務費。

（質疑なし）

●藤田議長 3款地域支援事業費。

（質疑なし）

●藤田議長 5款諸支出金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第35号

●藤田議長 日程第9 議案第35号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書41ページをお開き願います。

議案第35号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,026万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,620万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃町立豊頃医院及び豊頃町立大津診療所の指定管理による管理導入に伴うものであります。

補正の主な内容については、歳入歳出事項別明細書50ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費、1項医院費において、1目医院管理費に電子カルテシステム導入費など523万7,000円。2目医院運営費に管理運営費1,500万円を追加し、診療報酬2,500万円及び運営費補助金400万円を減額するなど、合わせて876万3,000円を減額。

2款診療所費、1項診療所費、2目診療所運営費から診療報酬150万円を減額するものであります。

歳入につきましては、48ページを御覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に1,562万3,000円を

追加。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金に前年度繰越金 6 1 万 4, 0 0 0 円を追加。

4 款諸収入、1 項診療報酬収入、1 目診療報酬収入から 2, 6 5 0 万円を減額する
ものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

4 8 ページをお開きください。

2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

5 0 ページをお開きください。

1 款医院費。

1 番、石田議員。

●1 番石田議員 医院運営費についてお聞きしたいと思います。

指定管理者制度による管理運営費 1, 5 0 0 万円の追加をされております。また、
診療報酬では 2, 5 0 0 万円の減額。運営費の補助金では 4 0 0 万円の減額。それぞ
れ、増額、減額予算がありますけれども、指定管理制度によるものについては 1 1 月
からの補正だというふうに理解しておりますし、診療報酬については 1 0 月までの分
で算定されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、管理運営費につきましては 1 1 月からの分、診療報酬につ
きましては 1 0 月までの分ということで、運営費補助金についても同じくございま
すが、それに基づいて増額、減額してございます。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 午前中の審議で議案第 4 1 号では、公益社団法人地域医療振興協会の指定管理者の指定が議決をされました。指定の期間は、令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 7 年の 3 月 3 1 日まで 3 年と 5 か月間の期間であります。

今後、この指定期間中の協定が結ばれると思いますけれども、この期間中の債務負担行為の決定が必要だと思いたすが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

指定管理による管理運営を開始するに当たっては、議員おっしゃるとおり、協定の締結が必要になります。今回、協定を締結するに当たりまして、医院の運営の基本的な事項については基本協定書を結び、決めさせていただき、その中で、年度ごとの協定、年度協定書をまた別に結び、それによりまして、年度協定において委託額を決定することにより、債務負担行為を起こす必要はないものと考えております。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 年度協定により債務負担行為の設定が必要ないという今の答弁でありましたけれども、これは、年度協定によって、この委託料を決定すれば債務負担行為の必要がないということが言われておりますので、それはよろしいかと思いたすけれども。毎年、協定することによって、毎年委託料の見直しができるということになりますけれども、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

年度協定の締結に当たっては、今後、地域医療振興協会の理事長を含め、代表者の方と豊頃町の理事者並びに担当のほうで、毎年、運営協議会を定期的開催して、医院の運営の適切な在り方ですとか、管理に関する委託費についてもその都度協議をさせていただいて、適正な医院の運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2 款診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

●藤田議長 日程第10 議案第36号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書53ページをお開き願います。

議案第36号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億372万円と定めるものでございます。

本補正予算は、自家用水利用者宅へ町の水道の本管を布設するものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により62ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、簡易水道一般経費に工事請負費、本管布設工事として300万円を増額するものでございます。

次に60ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金300万円を追加補正するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。

4款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。

1款総務費。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第37号

●藤田議長 日程第11 議案第37号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書65ページをお開き願います。

議案第37号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,082万2,000円と定めるものでございます。

本補正予算は、茂岩ポンプ場自動除塵機が老朽化により破損した部分を改修するものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により74ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費に1目下水道施設管理費、工事請負費（茂岩ポンプ場自動除塵機改修工事）250万円を追加するものでございます。

次に、72ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金71万6,000円を追加。

5款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金178万4,000円を追加補正するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細諸により歳入を款ごとに質疑を受けます。

72ページをお開きください。

4款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 5款繰越金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

74ページをお開きください。

1款総務費。

（質疑なし）

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

●藤田議長 日程第12 議案第38号豊頃町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第38号豊頃町手数料条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

議案書1ページ及び議案説明書1ページを御覧願います。

初めに、改正の趣旨であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が令和3年5月に改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして改正されました。

これに伴い、現在、本町において徴収している個人番号カードの再交付に係る手数料については、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなり、当該再交付に係る手数料について規定している本町手数料条例の一部を改正するものであります。

この改正により、再交付に係る手数料につきましては、町が徴収し、歳入歳出外で一旦保管し、後に地方公共団体情報システム機構へ納入することとなります。

次に、改正の内容であります。豊頃町手数料条例の別表中「10」の項を削り、11の項から36の項まで1項ずつ繰上げるものであります。

なお、附則としまして、施行期日を公布の日からとし、適用を令和3年9月1日としております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第13 議案第40号豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木企画課長。

●鏑木企画課長 議案第40号豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきまして御説明申し上げます。議案書11ページをお開きください。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末で期限切れとなり、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月に施行されたことから、今後も国や北海道の支援を受けながら、本町の自立促進と持続的発展を図るための対策を計画的かつ総合的に進めるため、法律の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画を議会の議決を経て、定めるものでございます。

それでは、計画内容につきまして別紙豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画により御説明申し上げます。計画書1ページを御覧ください。

計画書1ページから13ページまでにつきましては、本町の基本的な事項を記載してございます。

1ページから6ページには、本町の自然的、歴史的、社会的、経済的条件や過疎の状況につきまして記載をしております。

7ページから8ページには、人口及び産業の推移と動向について、国勢調査の数値等を用いてお示ししてございます。

9ページから10ページには、本町の行財政の状況について、11ページから12ページにつきましては、地域の持続的発展の基本方針と基本目標について記載してございます。

基本方針につきましては、北海道の過疎地域持続的発展方針に基づき、本年3月に策定いたしました「第5次豊頃町まちづくり総合計画」及び「第2期豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほか、各分野別計画との整合性を図りながら作成しております。

13ページには、計画の達成状況の評価に関する事項と計画期間を、公共施設等総合管理計画との整合について掲載してございます。

14ページ以降は、各分野別における現況と問題点、その対策、事業計画を掲載してございます。

14ページから18ページには、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成といたしまして、多様な人材の確保、育成などについての現況と問題点、その対策及び計画を掲載してございます。

なお、次の産業の振興以降の項目にも共通しておりますが、(3)の計画につきましては、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」の前期実施計画の中から本町の自立促進と持続的発展に資する事業、本計画の事業として掲載してございます。

また、事業費につきましては、参考資料として添付してございます年度別事業計画、これは令和3年度から令和7年度までのものですが、概算事業費を掲載しておりますので、後ほど御確認を頂ければと思います。

19ページから26ページには、産業の振興といたしまして、農林水産業、商工業、観光などについての現況と問題点、その対策、計画、産業振興促進事項及び公共施設等総合管理計画との整合を掲載してございます。

なお、原価償却の特例及び地方税の課税免除等の適応を受ける場合には、この産業振興の項目において、産業振興促進事項について振興すべき区域、業種、事業内容及び期間についての記載が必要となっているため、区域を豊頃町全域とし、業種は法令で定める製造業、情報サービス業と農林水産物等販売事業及び旅館業として産業振興促進事項を定めるものであります。

27ページには、地域における情報化といたしまして、情報通信基盤の整備に関する計画等について掲載し、28ページから31ページにつきましては、交通施設の整備、交通手段の確保といたしまして、町道などの基幹道路の整備や公共交通に関する計画を掲載してございます。

32ページから36ページにつきましては、生活環境の整備といたしまして、上下水道及び合併浄化槽の整備、消防救急施設、公営住宅の整備などに関する計画を掲載しております。

37ページから40ページにつきましては、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、子育て支援や福祉タクシー乗車券交付事業などに関する計画を掲載しております。

41ページから42ページにつきましては、医療の確保といたしまして、豊頃医院及び大津診療所における医療機器の整備や患者移送車購入など医療環境に関する計画を掲載してございます。

43ページから47ページにつきましては、教育の振興といたしまして、小中学校施設の整備や社会教育施設等に関する計画を掲載しております。

以下、48ページには集落の整備について、49ページから50ページには地域文化の振興について、51ページには再生可能エネルギーの利用の促進について、52ページから55ページには自然環境の保全及び再生、河川・海岸の整備や治山対策、協働のまちづくりなど、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について掲載をしております。

56ページから57ページには、以上の分野におけるソフト事業のうち、持続的発展特別事業に関する計画を再掲してございます。

なお、北海道との協議につきましては、8月26日に協議が整い、同意を得ておりますことを御報告申し上げます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

●藤田議長 日程第14 議案第42号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第42号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧願います。

このたび、豊頃中学校改築工事（建築主体工事）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるもの

であります。

1、工事名、豊頃中学校改築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。これは8月24日に執行しております。

3、契約の金額、12億5,840万円、（内消費税等相当額、1億1,440万円）。

4、契約の相手方、岩田地崎・萩原・大進特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長岩田圭剛。構成員、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長萩原一利。構成員、豊頃町茂岩末広町200番地6、有限会社大進建設、代表取締役松原敏行。

なお、工期につきましては、契約日から令和5年2月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第43号

●藤田議長 日程第15 議案第43号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第43号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧願います。

豊頃中学校改築工事（電気設備工事）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、豊頃中学校改築工事（電気設備工事）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。8月24日に執行しております。

3、契約の金額、2億3,331万円、（内消費税等相当額、2,121万円）。

4、契約の相手方、大昭・竹田・薄井特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西9条北3丁目3番地、大昭電気工業株式会社、代表取締役出村行敬。構成員、浦幌町字宝町17番地、竹田電気株式会社、代表取締役竹田悦郎。構成員、豊頃町茂岩新和町112番地、薄井電気有限会社、代表取締役薄井正人。

なお、工期につきましては、契約日から令和5年2月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第16 議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第44号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書19ページを御覧願います。

このたび、豊頃中学校改築工事（機械設備工事）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

- 1、工事名、豊頃中学校改築工事（機械設備工事）。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。8月24日に執行しております。
- 3、契約の金額、2億2,000万円、（内消費税等相当額、2,000万円）。
- 4、契約の相手方、フジ・笹原・門特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市西20条北1丁目6番7号、フジ暖房工業株式会社、代表取締役社長西藤博行。構成員、幕別町錦町65番地、株式会社笹原商産、代表取締役笹原早苗。構成員、豊頃町茂岩新和町103番地、門工業株式会社、代表取締役社長澁佐圭。

なお、工期につきましては、契約日から令和5年2月15日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 二つほど御質問させていただきます。

まず、一つは、前回の予算のときにも確認させていただきましたが、契約方法についての制限付一般競争入札ということについての執行で、何が発注者側の理事者としてはメリットがあったのか、あるいは、その逆があったのかというのが一つです。

それから、この請負の会社名を見ますと、本町の業者が全部入っています。この点については、非常に私は地元反映というか、経済行為というか、そういうものについては非常によかったなという感じをいたしております。この辺についても、お考え、感想があったらお聞きしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 御答弁させていただきます。

まず、一点目でございます。

今回、入札の方法でございますが、制限付一般競争入札ということで、今回は国が示す市町村向けの特別簡易型総合評価方式という形で入札を執行させていただいております。

この方式を採るに当たり、その理由としたことにつきましては、この工事については予定価格も膨大であったこと。また、工期も令和4年までの2か年であることか

ら、一定程度の入札参加資格等に条件を付して、競争入札を行う中で、町にとっても最も有利な条件をもって契約の相手方を決定することを目的として、この方式を取り入れてございます。

具体的な方式としましては、価格だけではなく、価格以外の要素も加えた中で、総合的に評価して落札者を決定することとしてございます。

詳細なことについては、工事毎に報告をいたしまして、町のホームページ等でも掲載させていただいているところでございます。

今回、入札が終わって、今後、議決を頂いた後、契約となりますが、今回の入札方式を採ることに当たっては、今後、工事の執行を進めていく中でしっかりと検証させていただくこととなると思いますが、広く道内周知をし、一般競争入札への参加を募ったことにより、一定程度のしっかりした実績を持つ施工業者に参加頂けたということで、期待できる部分があるのかなと考えてございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に本町における契約方法というのは、従来からの形からこういうふうな内容に変えた方法で行ったということについても、今、答弁の内容で非常に良かったという、大体良かったのではないかというような感想のようですが、この中で、今、3件の提案をされていまして。この中で、一番メリットというか感じ取ったのは、当初の予算から、今回契約で提案している金額を引いたら2億4,529万円という予算が、当初の予算よりも低い入札金額に合計でなりました。

したがって、これらについてのメリットというのは、私はこれを指しているわけです。それを明確に説明頂きたかった。約2億4,500万円です。この提案されている建築主体と電気と設備、これについての予算。

それともう一つは、今、説明の中で、工期が令和5年の2月15日と言いました。これから、入札が8月24日でしたか。令和5年の2月15日までというのは20か月です。どうでしょうか、この間に経済状況が変化した場合、下がった場合は、これは問題ありません。資材だ、その他の関係で高騰した場合には、どうあるべきかということが心配になります。その辺のときには、どうするかというところで、もし議論されていたのであれば、お聞かせいただけますか。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 答弁申し上げます。

ただいま頂きました入札内容等につきましては、町としては、初めて制限付一般競争入札を実施させていただきました。お話のありました地元の方も共同企業体として入られた。結果的に、落札された企業体のほうに属されていたという経過でございます。ただいまお話の経費的にも随分予定価格を下回ったというような結果でありまし

た。

今後、資材高騰あるいは労力の不足等が起きるかもしれませんが、現時点、入札時点におきましては、契約工期中実施していただけるという内容の下に入札頂いたというふうに理解しております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それで理解します。そのとおりだと思います。

やはり、契約した以上は、この金額で施工するというのが当然のことです。ただし、私が今、2回目の質問のときに、もし、経済状況が、これがコロナ禍の時代が収束した段階であっても、今の経済全体を国内、国際を見ても、情報だけ聞いている段階では、決して経済行為、経済状況というのは容易でないという見通しを経済界は上げているように聞いています、新聞もそう出ています。

したがって、そういうようなときには、せっかく何十年ぶりの我が町の財産を作り上げるための粗相のないようなそういう対応を、ぜひとも安くなればいいのですが、高くなった場合にどうするかという、財源として、これらについてをどう考えていくかということを含みながら、それらについての考え方を周到していただきたいと、こういうふうな考えを希望するものですから、変な話が手抜きの工事なんていうことはあり得ないような、そういうことも危惧しながら、心配ごとがちょっと起きようとしたときには、対応をどうするかという考え方もお聞かせいただきたい。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御答弁のほういたします。

基本的な考え方というのは、先ほど副町長が答弁したとおりということになりますけれども、いわゆる経済状況等、本当に不測の事態が生じた場合というところは、工事を進めていく上で、状況を勘案しながら、設計変更ですとか、そういった部分が出てくるようでありましたら、これは本当にそういうことが出てきた場合ということになりますけれども、その際は、十分に業者間、町も協議しながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第5号

●藤田議長 日程第17 同意案第5号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書23ページをお開きください。

同意案第5号豊頃町教育委員会委員の任命について御提案いたします。

本案につきましては、現教育委員の長濱竜一氏の任期が9月30日で満了することから、同氏を再任いたしたく法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、住所につきましては、豊頃町大津元町118番地。

氏名は、長濱竜一氏であります。

任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までであります。

以上でありますので、よろしく御同意くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は同意することに決定しました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第18 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月10日から同月13日までの4日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から同月13日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員